

適正な象牙取引の推進に関する官民協議会 第7回会合
議事要旨

日時：令和4年10月5日（水）14時～15時30分

場所：オンライン

出席者：（※は共同事務局）

【政府関係】

- ・ 環境省自然環境局野生生物課 ※
- ・ 経済産業省製造産業局生活製品課 ※
- ・ 経済産業省貿易経済協力局野生動植物貿易審査室
- ・ 外務省国際協力局地球環境課
- ・ 財務省関税局業務課
- ・ 文化庁文化財第一課
- ・ 警察庁生活安全局生活経済対策管理官付

【民間関係】

- ・ 公益社団法人全日本印章業協会
- ・ 全国印判用品商工連合会
- ・ 全国質屋組合連合会
- ・ 一般社団法人全国邦楽器組合連合会
- ・ 一般社団法人セーファーインターネット協会
- ・ 日本象牙美術工芸組合連合会 ※
- ・ ヤフー株式会社 ※

【有識者】

- ・ 岩手県立大学元教授 金子 与止男
- ・ 東京女子大学名誉教授 石井 信夫
- ・ 玉川大学講師 寺田 佐恵子

【オブザーバー】

- ・ トラフィック

議題

1. 協議会開催趣旨の説明
2. COP18 以降の各主体の取組について（報告）
3. その他

議事概要

1. 協議会開催趣旨の説明

事務局から、象牙・象牙製品を含む希少野生動植物種については、従前より絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）に基づいて、厳格な国内取引規制及びそれに係る普及啓発等を行っているが、象牙・象牙製品について、より効果的な取組を検討・実施するため、専門家、関係者が協議を行う場として、本協議会が設置されていることについて、改めて説明された。

今次会合においては、各主体から適正な象牙取引の推進に関する取組について報告し、平成 29 年に取りまとめた報告書のアップデートとして、ワシントン条約第 18 回締約国会議（COP18）以降の取組について取りまとめる旨説明された。

2. COP18 以降の各主体の取組について（報告）

各参加機関より、以下の COP18 以降の取組について報告された。

- ・環境省から、資料 5 に基づき、①トレーサビリティの確保、②取引監視（巡回等）、③普及啓発（ウェブサイトリニューアル等）の 3 点が報告された。
- ・経済産業省（製造産業局生活製品課）より、資料 6 に基づき、①関係法令の理解促進や法令遵守の徹底、②国外への持ち出し防止対策、③トレーサビリティの確保の 3 点が報告された。
- ・経済産業省（貿易経済協力局野生動植物貿易審査室）から、①事業者に対し関係法令への理解促進や法令遵守の徹底、②他国の輸出入管理当局との情報共有及び取締り強化、③適切な輸出入管理の促進（楽器証明制度の導入）の 3 点が報告された。
- ・外務省から、資料 7 に基づき、我が国が拠出している MIKE（ゾウ密猟監視）プログラムを通じて、ザンビア・ロワーザンベジ国立公園に密猟監視施設を建設したこと（2019 年度）等が報告された。
- ・財務省から、国内事業者や訪日外国人旅行者に対して、象牙製品の取引規制に関する周知をするため、庁舎や空港内の税関の検査場等にポスターを掲示していることが報告された。
- ・警察庁から、象牙の不正取引の件数に関して令和 2 年が 6 件、令和 3 年が 0 件と低水準であり、官民一体となった各種取組の成果であることが報告された。また、都道府県警察が運営するウェブサイトにおいて、適正な象牙取引に関する広報・啓発活動を実施していることが報告された。
- ・日本象牙美術工芸組合連合会から、組合報による象牙の国外への持ち出しのおそれがある取引を行わない旨の注意喚起や、特別国際種事業者に対して、象牙を取り巻く現状を説明し法令遵守に向けた取組を依頼するためのパンフレット作成準備等が報告された。
- ・ヤフー株式会社から、資料 8 に基づき、2019 年 11 月 1 日以降自社が運営する EC サービスにおいて全ての象牙製品の取引を禁止し、常時監視を行っていることや、出品フォームにポップアップで「象牙製品の出品は禁止」の表示をしていること等が報告された。

- ・全日本印章業協会から、会員に対して、特別国際種事業者の登録更新や廃止に関する手続きを含め法令遵守の徹底を周知し、また消費者に向けた掲示も行っていることが報告された。
- ・全国印判用品商工連合会から、会員や関係者に対して、特別国際種事業者の登録・更新や象牙製品の海外持ち出し禁止についてウェブサイトも活用しながら周知徹底していることが報告された。
- ・全国邦楽器組合連合会から、会員の特別国際種事業者登録状況を管理し、日本象牙美術工芸組合連合会とも密に連絡をとりながら、会員に法令遵守の徹底等を周知していることが報告された。

3. その他

事務局から、各主体からの報告内容について報告書として取りまとめ、11月に開催されるCOP19において、世界に向けて情報発信をしていく旨述べられた。

お問い合わせ先

環境省自然環境局野生生物課

電話：03-5521-8283

経済産業省製造産業局生活製品課

電話：03-3501-1089